

十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	○
償	發	發	振	額	最	發	發	用	名	發成省
還	行	行	替	低	額	行	行	振	稱	平令國
期	価	單	面	金	額	方	方	替	及	第債告
限	格	日	位	金	法			法	び	三百五十九
た	平	十	額	平	す	額	の	發	記	號) 第七
だ	成	八	面	成	る	の	振	行	及	條第三項
し	二	錢	金	二	。	記	替	行	び	の規定に
、	十九	額	數	又	倍	は規	適	之	記	基づき、平
償	厘	百	倍	は規	是	定	用	下	示	昭和五十七年大藏
還	十三	円	是	定	規	金	「振	「平	示	省令(昭和五十七年大藏
期	年	十	規	金	規	錄	替	成	示	三百五十九號)
が	十月	月	規	額	規	に	機	年	示	。第七條第三項の規定に基づき、平
銀	二十	月	規	額	規	よ	銀	別	示	成省令(昭和五十七年大藏
行	日	月	規	額	規	よ	行	會	示	三百五十九號)
休	十九	月	規	額	規	よ	行	計	示	。第七條第三項の規定に基づき、平
業	九	月	規	額	規	よ	行	社	示	成省令(昭和五十七年大藏
日	八	月	規	額	規	よ	行	債	示	三百五十九號)
に			と	金	と	よ	行	律	示	。第七條第三項の規定に基づき、平
			金	簿				律	示	成省令(昭和五十七年大藏

十
三
二
一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償 当
成 本 面 還 た
二 銀 金 金 る
十 行 額 を と
二 百 支 き
年 円 払 は
十 に う 、
月 つ 。 そ
二 き の
十 百 翌 営
日 円 業 日
に